

平成27年1月公布「第9章 制服及び旗」

の一部修正について

承認：平成27年3月10日 施行：平成27年4月1日

平成27年4月1日に施行する標記規程改正について

- ① 条文番号
- ② 関連する規程と整合性が必要となる箇所
- ③ 表現の統一

以上3点を修正いたします。

① 条文番号の修正

現在公布しているものでは、「スカウト顕彰の記章」の項目に条文番号が付記されていなかった。下記のとおり修正する。

公布済規程		今回修正	
9-9-1	記章、標章の着用基準	9-9-1	記章、標章の着用基準
9-9-2	ビーバースカウトの記章	9-9-2	ビーバースカウトの記章
9-9-3	カブスカウトの記章	9-9-3	カブスカウトの記章
9-9-4	ボーイスカウトの記章	9-9-4	ボーイスカウトの記章
9-9-5	ベンチャースカウトの記章	9-9-5	ベンチャースカウトの記章
9-9-6	ローバースカウトの記章	9-9-6	ローバースカウトの記章
9-9-7	進歩・進級記章	9-9-7	進歩・進級記章
9-9-8	指導者の記章	9-9-8	スカウト顕彰の記章
9-9-9	ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ	9-9-9	指導者の記章
9-9-10	標章	9-9-10	ウォッグル及びウッドバッジとスカーフ
		9-9-11	標章

② 関連する規程と整合性が必要となる箇所（条文番号は修正なしのものを使用する）

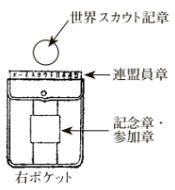
9-4-1 制服

公布済規程	修正箇所	理由
ビーバースカウトの正装 正帽、ポロシャツ、トレーナー及び記章、標章以外は任意のものを着用できる。	ビーバースカウトの正装 制帽 、ポロシャツ、トレーナー及び記章、 標章 以外は任意のものを着用できる。	この章は、制服の説明のため、記章や標章は削除（他と合わせる）。また、制帽の誤字を修正する。
ボーイスカウトの正装 制帽は、男子はハット、女子はハット 又は中折れ帽を隊で統一して着用する。帽子のベルトはいずれも紺色と緑色のストライプの布ベルトとする。	ボーイスカウトの正装 制帽は、男子はハット、女子はハット 又は中折れ帽を隊で統一して着用する。帽子の帯はいずれも紺色と緑色のストライプの布製とする。	中折れ帽はベルトではなく、リボンなので、総称の帯とする。
指導者の正装 制帽は、男性はハット、女性はハット 又は中折れ帽を隊で統一して着用する。ハットの帽子ベルトは革製とし、中折れ帽の帽子ベルトは紺色と緑色のストライプの布製とする。	指導者の正装 制帽は、男性はハット、女性はハット 又は中折れ帽を隊で統一して着用する。ハットのベルトは革製とし、中折れ帽の帯は紺色と緑色のストライプの布製とする。	ハットベルトという商品名で販売されているため、一部修正。

9-9 着用

公布済規程	修正箇所	理由
②ボーイスカウト、ベンチャースカウトは、2つ以上の進級記章を同時に着用することができない。	②ボーイスカウトは進級記章を、ベンチャースカウト進歩記章を、2つ以上の進級記章を同時に着用することができない。	ボーイスカウトは進級記章、ベンチャースカウトは進歩記章のため。

9-9-1 記章、標章の着用基準

公布済規程	修正箇所	理由
(2)連盟員章、記念章、参加章、世界スカウト 記章 	(2)日の丸、連盟員章、記念章、参加章、世界スカウト 記章 	現在の図では、日の丸がないものとなっているため、文字の追加と図を修正する。

9-9-2 ビーバースカウトの記章

公布済み規程	修正箇所	理由
(5)世界スカウト記章 織製紫色	(5)世界スカウト記章 織製 紫色	新制服は刺繍製のため。

9-9-3 カブスカウトの記章

公布済み規程	修正箇所	理由
(5)組長章 着用部位その他 左腕、団号章の下2cm	(5)組長章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 12cm を標準とし、 この章の上縁としてつける。	9-9-1 記章、標章の着用基準では、左肩袖付けより 12cm と記載があるため。
(6)次長章 着用部位その他 左腕、団号章の下2cm	(6)次長章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 12cm を標準とし、 この章の上縁としてつける。	9-9-1 記章、標章の着用基準では、左肩袖付けより 12cm と記載があるため。

9-9-4 ボーイスカウトの記章

公布済み規程	修正箇所	理由
(1)帽章 着用部位その他 スカウトハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。	(1)帽章 着用部位その他 スカウト ハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。	新規程では、スカウトハットとの標記がないため。
(6)技能章 着用部位その他 タスキに着用する。マスターバッジは該当ターゲットバッジに接して下につける。タスキは右肩から左脇下にかける。	(6)技能章 着用部位その他 9 課目までは、班別章の下につける。 ただし 7 課目以上の場合、タスキに着用できる。この場合は右肩から左脇下にかける。	現行の 9-2-1 ボーイスカウトの正装や、ボーイスカウトハンドブック、リーダーハンドブックでは、右袖に着用できることになっているが、この章では、タスキに着用することとなっている。他との整合性をとる。なお、個数はベンチャースカウトの規程と同じとする。
(7)上級班長章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 11cm を標準とし、この章の上縁としてつける。	(7)上級班長章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 12cm を標準とし、この章の上縁としてつける。	9-9-1 記章、標章の着用基準では、左肩袖付けより 12cm と記載があるため。
(8)班長章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 11cm を標準とし、この章の上縁としてつける。	(8)班長章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 12cm を標準とし、この章の上縁としてつける。	9-9-1 記章、標章の着用基準では、左肩袖付けより 12cm と記載があるため。

(9)次長章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 11cm を標準とし、 この章の上縁としてつける。	(9)班長章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 12cm を標準とし、 この章の上縁としてつける。	9-9-1 記章、標章の着用基準では、左肩袖付けより 12cm と記載があるため。
(10)班役務章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 11cm を標準とし、 この章の上縁としてつける。	(10)班役務章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 12cm を標準とし、 この章の上縁としてつける。	9-9-1 記章、標章の着用基準では、左肩袖付けより 12cm と記載があるため。
(11)隊付章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 11cm を標準とし、 この章の上縁としてつける。	(11)隊付章 着用部位その他 左 肩 袖 付 より 12cm を標準とし、 この章の上縁としてつける。	9-9-1 記章、標章の着用基準では、左肩袖付けより 12cm と記載があるため。

9-9-5 ベンチャースカウトの記章

公布済み規程	修正箇所	理由
(1)帽章 着用部位その他 スカウトハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。	(1)帽章 着用部位その他 スカウト ハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。	新規程では、スカウトハットとの標記がないため。
(4)ベンチャーバッジ 地色 緑色	(4)ベンチャーバッジ 地色 緑色 クリーム色	現状の物と色が違うため。

9-9-6 ローバースカウトの記章

公布済み規程	修正箇所	理由
(1)帽章 着用部位その他 スカウトハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。	(1)帽章 着用部位その他 スカウト ハットの正面に付ける。中折れ帽は左横に付ける。	新規程では、スカウトハットとの標記がないため。

9-9-8 指導者の記章

公布済み規程	修正箇所	理由
(1)帽章 着用部位その他 リーダーハットの左横に付ける。 中折れ帽は左横に付ける。	(1)帽章 着用部位その他 リーダー ハットの左横に付ける。 中折れ帽は左横に付ける。	新規程では、リーダーハットの標記がないため。
(2)腕章 着用部位その他 制服左袖肩つけより 11cm を標準とし、この章の上ふちを接してつける。 ブレザーコートその他にはつけない。	(2)腕章 着用部位その他 制服左袖付より 12cm を標準とし、この章の上縁を接してつける。 ブレザーコートその他にはつけない。	9-9-1 記章、標章の着用基準では、左肩袖付けより 12cm と記載があるため。

9-9-9 ウォググル及びウッドバッジとスカーフ

公布済み規程	修正箇所	理由
ウッドバッジ研修所を修了した指導者は、ギルウェルウォググルを、またウッドバッジ実修所を修了した指導者は、更にギルウェルスカーフとウッドバッジを制服に着用することができる。ただし、ギルウェルスカーフは、自隊と行動をともにする場合は着用しない。	隊指導者基礎訓練課程のウッドバッジ研修所を履修した指導者は、ギルウェルウォググルを、また隊指導者上級訓練課程を修了した指導者は、更にギルウェルスカーフとウッドバッジを制服に着用することができる。ただし、ギルウェルスカーフは、自隊と行動をともにする場合は着用しない。	現行規定に合わせる。

9-9-10 標章 (2) 指導者

公布済み規程	修正箇所	理由
(1)所属連盟章 日本連盟役職員 着用部位その他 日本連盟（大きさは県連盟章と同じ）	(1)所属連盟章 日本連盟役職員 着用部位その他 日本連盟 たて4.8cm、よこ11cmの長台形	記章の大きさを示す。

9-9-10 標章 (3) スカウトクラブ

公布済み規程	修正箇所	理由
スカウトクラブ会員の所属章は、県連盟役員、地区役員の所属章と同じとする。	スカウトクラブ会員の標章は 団所属のクラブの場合：所属の県連盟の所属連盟章、所在地名章、団号章を着用 地区所属のクラブの場合：所属の県連盟の所属連盟章、地区役員章 県所属のクラブの場合：所属の県連盟の所属連盟章	新規程の着用規程に合わせる。

9-17 隊旗

公布済み規程	修正箇所	理由
②隊旗には、所属団名、隊名等を記すとともに、ビーバー隊はビーバーバッジを、カブ隊、ボーイ隊、ベンチャー隊及びローバー隊は帽章の図柄を配する。	②隊旗には、所属団名、隊名等を記すとともに、図柄は別に定める。	ビーバーバッジ及びカブの帽章を廃止したため。

9-17-1 ビーバー隊旗

公布済み規程	修正箇所	理由
図柄 茶ボーダー、ビーバーバッジの標準寸法及び位置は図示のとおり。	図柄：茶ボーダー、ビーバーの図の標準寸法及び位置は図示のとおり。	ビーバーバッジ廃止されたため。

9-17-2 カブ隊旗

公布済み規程	修正箇所	理由
図柄：紺ボーダー、カブ記章（熊の顔）の標準寸法及び位置は図示のとおり。	図柄：紺ボーダー、くまの図の標準寸法及び位置は図示のとおり。	カブ記章が廃止されたため。

9-17-5 ローバー隊旗

公布済み規程	修正箇所	理由
ローバースカウト章 横 20cm を標準とし、金茶色をもって表わす。位置は図示のとおり。	一重目ロープつきスカウト章 横 20cm を標準とし、金茶色をもって表わす。位置は図示のとおり	ローバースカウト章との記載が規程集にないため、RS の帽章の標記に合わせる。

9-17-6 経過規程

公布済み規程	修正箇所	理由
規程 9-25-2 ～ 9-25-5 中、従来より使用中のものは、そのまま使用できるものとする。	規程 9-17-2 ～ 9-17-5 中、従来より使用中のものは、そのまま使用できるものとする。	公布済み規程の番号に合わせる。

③ 表現の統一

(ア) 大きさを示す各数値の表現が、縦横、横縦混在していたための、**縦横で統一**した。

(イ) 色の名前が一部ひらがなだったものを漢字に統一した。

9-9-7 進歩・進級記章 隼スカウト章 地色 みどり色→**緑色**

(ウ) 前頁で同じことが書いてある場合は「●●スカウトと同じ」となっているが、一部表現に不統一が見られたため、該当箇所を修正した。

1. 正装の着用基準（9-4-1）

・上着に関して

ベンチャースカウトとローバースカウト、指導者を

「ボーイスカウト」と同じに

・ネッカーチーフに関して

ベンチャースカウトとローバースカウト、指導者を

「ボーイスカウト」と同じに

・制帽に関して

ベンチャースカウトとローバースカウトを

「ボーイスカウト」と同じに

・ベルトに関して

ローバースカウトと指導者を **「ベンチャースカウト」**と同じに

2. 記章 9-9-4 (BS)、9-9-5 (VS)、9-9-6 (RS)、9-9-8 (指導者)

・世界スカウト記章 カブスカウト以降を **「カブスカウトと同じ」**に

・日の丸 カブスカウト以降を **「カブスカウトと同じ」**に

(エ) 各図の修正

新制服に修正した。

以上